

令和6年度
指定管理鳥獣捕獲等事業
捕獲業務（比良山系）

入札説明書

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名：令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務（比良山系）
- (2) 業務内容等：この入札説明書のほか、特記仕様書、契約書案等（以下「入札説明書等」という。）による
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和6年12月16日まで
- (4) 履行場所：比良山系蓬莱山山頂周辺

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

■営業種目 大分類：役務 中分類：その他役務の提供

■地域ブロック：滋賀県内に本店を有している者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

物品・役務電子調達システム または 滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314）

- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者または鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第13条の6に該当する者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約事項を示す場所、入札書の提出場所および問い合わせ先
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
[TEL:077-528-3489](tel:077-528-3489) FAX:077-528-4846 e-mail:dg00@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間：令和6年7月22日(月曜日)から令和6年8月5日(月曜日)までの平日9時から17時まで（最終日は12時まで）
- (3) 入札説明書等の交付方法：入札説明書等は、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」からダウンロードすること。郵送または問い

合わせ先での交付は行わない。

- (4) 入札説明会の日時および場所：行わない。
- (5) 入札書の受領期限：令和6年8月5日（月曜日）12時（郵送の場合は令和6年8月2日（金曜日）17時必着とする）
- (6) 開札の日時および場所：令和6年8月6日（火曜日）10時 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課内
大津市京町四丁目1番1号

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- (2) 入札書は、3（1）に示す場所に、3（5）の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、8（1）により送付しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のうち2（5）については「12参加資格確認書」および資格を証明する書類を入札書に同封すること。

5. 質問および回答の方法

(1) 質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和6年7月30日（火曜日）12時

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、下記URLに質問および回答を掲載する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/oshirase/>)

(4) 回答期日

令和6年7月31日（水曜日）12時を目途に回答する。

6. 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

7. 契約書作成の要否

要

8. 郵便等による入札の可否

可。郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。郵送の場合は、必要に応じ、電話等により入札書送達の確認を行うこと。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10. 落札者の決定方法

本案件は最低制限価格を設定する。滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

最低制限価格制度を適用するに当たっては、別添「低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定について」に記載されている「業務委託（測量業務）」を準用するものとする。

11. 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

12. その他必要事項

(1) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所・氏名を記入し同じ印を押印すること。

(2) くじによる落札者の決定

同価の入札者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。くじにより落札者を決定することとなった場合は、落札者となるべき同価の入札をした者に来庁を求め、くじを実施する。ただし、くじ引きを県職員（当該事業の執行に関与しない系の者）に代理させることができる。

(3) 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 失格となる入札

最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格で入札したとき。

(5) 書換え等の禁止

一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

(6) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。ただし、当該期間には土曜日、日曜日および祝日は含まないものとする。

(7) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止

入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

(8) 入札結果の連絡

入札執行者より、開札の当日中に入札参加者名簿記載のメールアドレスまたはFAX番号あてに電送する。また電話連絡により送達の確認を行う。

(9) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は、無効とする。

(10) その他詳細は、特記仕様書等による。